

各会社の人員、施設等の切り分けをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>4．移行期・準備期のあり方 (1) 移行期のあり方 (イ) 移行期における組織形態 ・国は、日本郵政公社を廃止し、4事業会社と国が全額株式を保有する純粋持株会社を設立する。</p>	<p>対顧客業務を分社化して、窓口会社に担わせることとした基本方針を踏まえ、集配業務を除く対顧客業務に係る人員や資産は原則全て窓口会社に帰属させるべき</p>	<p>消費者ニーズの把握等のため、分社化時より、郵便専門・法人営業機能、バックオフィス機能などのために必要な人員や資産は、それぞれ郵便・貯金・保険各会社に帰属させるべき</p>	<p>事業の特性に応じた分け方でなければいけないのではないかと整理することが大事。事業の特性に応じた分け方とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人を介しての窓口での営業、販売は窓口ネットワーク会社で対応（ATM、コールセンター、インターネットチャネルなどは、郵便貯金会社、郵便保険会社で対応という前提） 既存の組織を基にした分け方では、必ずしも事業特性に合致しない。本来普通郵便局、集配特定郵便局の内務の20%程度が窓口という話を聞いており、それらを加味して再度算定すべき <p>窓口ネットワーク会社に過度に人員を配置すると経営の範囲の面から非効率になる。</p> <p>所属は一方にあっても人件費は事業ごと分けられることが大事（管理会計上）。</p>
<p>2．最終的な民営化時点における組織形態の枠組み (1) 機能ごとに株式会社を設立 ・4機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。</p>	<p>〔基本方針抜粋〕 窓口事業の範囲は、原則として郵便局における郵便集配業務を除く郵便、郵便貯金、郵便保険に係る対顧客業務及び・・・の業務とする。</p>		
<p>4．移行期・準備期のあり方 (2) 準備期のあり方 (イ) 円滑な分社化を図る観点から現在の勘定区分を見直し、郵便事業の超過債務</p>	<p><u>人員の切り分けに関する基本的考え方</u> 上記基本方針を踏まえ、分社化の時点では、基本的に、郵便の集配業務を除く対顧客業務に係る郵便局員は窓口会社に帰属。</p> <p>普通局：原則として、3事業の窓口業務の要員及び貯金・保険の外務員は窓口会社に、郵便の集配要員（郵便外務職員）は郵便会社に帰属。 集配特定局：普通局と同様。ただし、郵便の集配要員（郵便外務職員）と貯金・保険の外務員の切り分けが困難な場</p>		

を解消した上で、4機能別の勘定区分を行う。また、各機能が市場で自立するのに必要な自己資本の充実策については、詳細な制度設計を踏まえて検討する。

(キ) 関連施設等

・郵便貯金関連施設事業、簡易保険加入者福祉施設事業に係る施設、その他の関連施設については、分社化後のあり方を検討する。

合は、全要員を窓口会社に帰属させることも検討。

無集配局：全局員を窓口会社に帰属。

【論点】

- ・郵便内務職員の帰属（窓口会社 or 郵便会社）
- ・貯金・保険内外務職員の帰属：例外的に貯金・保険会社に一部帰属させるか。（例えば、法人向け営業、バックオフィス機能）
- ・総務課等共通職員の帰属

資産・施設の切り分けに関する基本的考え方

人員の切り分けをベースに B/S も考慮して各会社に帰属。

【論点】

- ・普通局の帰属（区分所有 or 原則全て窓口会社）
- ・主な関連施設の帰属：本社・支社、職員訓練所、逓信病院、メルパルク（郵便貯金会館等）、かんぽの宿等については、持株会社 or 各事業会社（その子会社を含む。）

共通施設の帰属に関する基本的考え方（支社、職員訓練所、逓信病院等）

〔考え方1〕

グループ全体で活用する観点から、持株会社に帰属すべきではないか。

〔考え方2〕

各事業会社の自主性を高めるために、出来るだけ事業会社に分けて帰属させるべきではないか。

メルパルクやかんぽの宿については、民営化時点までに出来るだけ整理合理化する方向で検討するべきではないか。（少なくとも不採算施設については整理合理化するべきではないか。）

保険の外訪については対面営業ということであり、原則窓口ネットワーク会社に所属とすべきではないか。

切り分けの検討に当たっては、郵便のビジネスが成り立つことが重要ではないか。

貯金事業及び保険事業の外務職員の一部は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に帰属させてもよく、全体として6頁の「パターン2」と「パターン3」の間くらいのイメージではないか。

今回の制度改革の政策目的に照らせば、郵便貯金会社、郵便保険会社についてはスリム化して移行期間において早く自立できるように、また、窓口ネットワーク会社については民間金融商品の金融コンビニ化していくことを前提に、ビジネスモデルが成り立つか、いくつかのパターンでのシミュレーションにより検討すべき。

留意事項

- ・ 上記の基本的分社化案を踏まえ、経営を担っている郵政公社が具体的検討をまず進めるべきでは。
- ・ 経営的に十分成り立つ分社化案とするため、いくつかのパターンについて将来シミュレーションを行うべきでは。
- ・ 上記シミュレーションを踏まえ郵便事業の超過債務の解消、自己資本の充実策について検討すべきでは。
- ・ 分社化に伴うコストを最小化すべきでは。

各会社の法的位置付けをどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み</p> <p>(1) <u>機能ごとに株式会社を設立</u></p> <p>・4機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。</p> <p>(3) <u>持株会社の設立</u></p> <p>・経営の一体性を確保するために、国は、4事業会社を子会社とする純粋持株会社を設立する。郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。国は、持株会社の発行済み株式総数の3分の1を超える株式は保有する。</p>	<p>持株会社は、政府に株式保有義務がある会社であるので、特殊会社とすることとしてはどうか。</p> <p>郵便事業会社は、ユニバーサルサービス提供義務を負う会社である。</p> <p>また、窓口ネットワーク会社は、郵便の窓口業務を義務付けられるとともに、窓口の配置について法的に努力義務が規定され、設置基準を定めることとされている会社である。さらに、窓口ネットワーク会社が地方公共団体の特定事務を引続き受託できるようにするためには、窓口ネットワーク会社に公的位置づけが与えられる必要がある。</p> <p>さらに、それぞれの会社は、政府が1/3超の株式保有義務を有する持株会社が、その株式を100%保有する会社である。</p> <p>以上のような各会社の性格を踏まえた上で、各会社の法的位置づけについて法制的な検討が必要。</p>	<p>持株会社は、特殊会社でいいのではないか。</p> <p>持株会社についても、まず一般の商法上の株式会社を原則に考えて、それができない場合に特殊会社とするのではないか。</p> <p>持株会社を特殊会社とする理由が不明確。国の株式保有規定があると特殊会社でなければならない根拠が(前例の有無以外)不明確。</p> <p>特殊会社の場合「国が必要に応じて貸付金、または補助金による財政的支援を行うことができる」わけで、これに対する一定の歯止めが必要ではないか。</p>	
	<p>郵便事業会社、窓口ネットワーク会社の法的位置づけは、商法上の株式会社とするか。</p>	<p>郵便事業会社、窓口ネットワーク会社の法的位置づけは、特殊会社(個別設置法+商法)とするか。</p>	<p>早い段階からビジネスの自立性を高め、イコールフットिंगを確保するため、また、一貫性の原則に則り、「商法上の株式会社」を原則とすべきではないか。</p>

			<p>特殊会社とする場合には、その理由を明らかにすべきではないか。</p> <p>窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社すべて商法上の株式会社とすべき。基本的に民営化の主旨にできるだけ沿った方針とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 窓口ネットワーク会社の公的な位置づけの根拠が地方公共団体の特定事務受託とあるが、これは必ずしも窓口ネットワーク会社の根幹業務ではない。これを理由に公的位置づけにするというのは本筋を見誤る議論・ 窓口ネットワーク会社の設置基準、努力義務については株式を政府が保有する持株会社が統括することで対応することが可能・ 郵便事業会社はユニバーサルサービス提供義務を負うが、だからといって特殊会社でなければならない理由にはならないのではないか
--	--	--	--

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>3. 移行期・準備期のあり方</p> <p>(1) <u>移行期のあり方</u></p> <p>(ア) 移行期における組織形態</p> <p>・国は、日本郵政公社を廃止し、4事業会社と国が全額株式を保有する純粋持株会社を設立する。設立時期は2007年4月とする。情報システムの観点からそれが可能かどうかについては、専門家による検討の場を郵政民営化準備室に設置し、年内に結論を得る。窓口ネットワーク会社及び郵便事業会社の株式については、持株会社が全額保有するが、郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。また、国は、移行期間中に持株会社の株式の売却を開始するが、発行済み株式総数の3分の1を超える</p>	<p>移行期間中の郵便貯金会社、郵便保険会社の法的位置づけは、商法上の株式会社とするか。</p> <p>(移行期間中に株式を売却してスムーズに最終的な「民有・民営」を実現するため、商法上の株式会社として設立するとの考え方。)</p>	<p>移行期間中の郵便貯金会社、郵便保険会社の法的位置づけは、特殊会社(個別設置法+商法)とするか。</p> <p>(国が強制的に設立し、移行期間は様々な規制を課する会社であり、国策としての郵政民営化を円滑に行う観点から、特殊会社として設立するとの考え方。</p> <p>なお、特殊会社とした場合でも、郵便貯金会社、郵便保険会社は、銀行法上の銀行、保険業法上の保険会社として、銀行法・保険業法等を適用。</p> <p>また、特殊会社とした場合、「民有民営」実現</p>	<p>早い段階からビジネスの自立性を高め、また、一貫性の原則に則り、「商法上の株式会社」を原則とすべきではないか。</p> <p>窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社すべて商法上の株式会社とすべき。基本的に民営化の主旨にできるだけ沿った方針とすべき。</p> <p>・郵便貯金会社、郵便保険会社は民有民営化が明記されており、また段階的な株式売却の可能性を想定してあらかじめ商法上の株式会社としておくことが重要</p>

株式は保有する。		時に特殊会社の根拠法を廃止する法律を別途出す必要があるか否か要検討。)	
----------	--	-------------------------------------	--

試行期間をどうするか

民間金融商品等の段階的な拡大をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>4. 移行期、準備期のあり方</p> <p>(1) 移行期のあり方</p> <p>(イ) 経営の自由度</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口ネットワーク事業においては、<u>試行期間を設けつつ</u>、民間金融商品等の取り扱いを<u>段階的に拡大</u>し、「ファミリーバンク」、「ワンストップ・コンビニエンス・オフィス」として地域密着型のサービスを提供する。 	<p>多様な新規サービスに経営判断で機動的に進出できるようにすることが重要。</p> <p>試行期間を設けるかどうか及びその期間、また新規サービスの種類をどのように拡大していくか等については、経営判断に委ねるべき。</p> <p>新規業務開始に際しては、行政の過大な関与を防止するため、他の業務に支障のないものについては自由とすべき（例えば原則届出制）。</p> <p>経営判断に任せる場合でも、金融関係の一般法の規制（代理店・募集人規制、持株会社規制等）に服することに留意。</p> <p>移行期間中の試行期間や新規サービスの拡大について完全に</p>	<p>多様な新規サービスに経営判断で機動的に進出できるようにすることを基本とすべき。</p> <p>しかし、少なくとも移行期間中は、窓口会社は特例法により業務範囲の制限が課される郵便貯金会社・郵便保険会社の兄弟会社となることに留意すべき。</p> <p>このため、郵貯・郵便保険サービスの段階的拡大に合わせて主務大臣の認可等により民間金融商品の取り扱いも段階的に拡大することとすべき。</p> <p>具体的には、例えば左記の届出に加え、移行期における新規業務の拡大については認可事項とし、認可に際しては監視組織の意見を聴くこととする。</p> <p>また、試行期間については、認可の際に実施期間の条件を付す</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には A 案が良いが、貯金、保険の兄弟会社であるのでイコールフットィングと透明性の観点から、監視組織が独立的、中立的、強力な役割を果たす方向で検討してはどうか。 イコールフットィングと透明性を担保するためには拡大に先立ってまずは官業の特典の有無、利益の相互補助の有無を事業ごとに明確にすることが必要。これは民営化された会社の説明責任。（準備期間中は公社の説明責任）この内容についてしっかり監視できる機能が必要。

	<p>経営判断に任せてよいか。監視機関によるモニタリングや是正措置等が必要ではないか。</p>	<p>ことができるようにすることで対応。</p> <p>窓口ネットワーク会社は金融窓口業務を受託する会社であり、郵便貯金会社・郵便保険会社のような金融機関ではない。</p> <p>したがって、たとえ兄弟会社であっても他の民間金融商品の取り扱いを郵貯・郵便保険のサービス拡大にあわせて制限する必然性はない。</p> <p>収益力確保の観点からも経営判断に委ねることを基本とすべきではないか。</p>	
	<p>(なお、A 案 B 案とは別に、移行期の実際の業務運営に当たって、金融機関からの受託業務を郵便貯金会社又は郵便保険会社を経由して受託すべきか、窓口ネットワーク会社が直接受託すべきかとの論点がある。)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 理屈の上では両方あるが、商品内容を見ていけば自ずから答えは見えてくる。最終的には両社で競争すべきもの。 ・ 販売代理店的なものであれば、窓口会社は直接企業から受託できるだろうし、そのようなものが殆どではないか。

(注) A 案に類似した制度をとっている例としては、JR や高速道路会社がある (別紙)

各事業会社との受委託関係（受託料の決定方法等）をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(1) 窓口ネットワーク会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な受託料の設定及び新規サービスの提供により、地域の発展に貢献しつつ、収益力の確保を図る。 そのため、郵便、郵便貯金、郵便保険の各事業会社から窓口業務を受託する。 <p>(2) 郵便事業会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の郵便事業（窓口業務は窓口ネットワーク会社に委託）に加え、広く国内外の物流事業への進出を可能にする。 <p>(3) 郵便貯金会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関と同様に、銀行法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う（窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託）。 	<p>(窓口ネットワーク会社と各事業会社との受委託関係)</p> <p>郵便に加え、貯金、保険の窓口業務についても窓口会社に委託され、郵便局における郵便・貯金・保険のサービスが継続されるよう、少なくとも移行期においては、法律上、制度的な担保措置を講ずる。（例えば会社間の受委託規定、契約締結規定を置く。ただし、どの郵便局で取り扱うかは基本的に契約に委ねる）</p> <p>郵便局における貯金・保険サービスの利便性の確保が制度上明らかとなり、利用者に対する説明は容易。</p> <p>移行期に限定した措置としても、法律に受委託契約</p>	<p>貯金、保険の窓口業務の受委託は、民営化の趣旨に鑑み、法律上は当事者間の契約の自由に委ねる（移行期は基本的には持株会社の経営判断）。ただし、貯金・保険の窓口業務の窓口ネットワーク会社への委託の実効性を担保するため、少なくとも移行期においては国が株主として関与するほか、監視組織のモニタリングや定款変更等に係る行政の関与が必要か。</p> <p>貯金、保険の窓口業務がどこまで委託されるか法文上は明らかでなく、場合によってはサービスの継続性が確保されない。</p> <p>最終形と一貫性のある制度となり、民営化当初からの郵便貯金会社、郵</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受委託は原則当事者間の自由であるべき（B案）。 受委託については当初は法律にしっかり書かないと利用者において不安があるかもしれないが、移行期は持ち株会社があり、実態として業務を確保できると思われるのでB案でよい。 受委託は当事者間の契約の自由に委ねる <ul style="list-style-type: none"> 移行期においては郵貯、保険と窓口との間の受委託契約に対して持株会社が最終的に関与することができる。郵貯、保険の民有・民営化の時点で契約の自由が担保されていることが民有化の条件でもある。最終形と合わせた一貫性のある制度が必要 窓口会社が直接他の金融機関と受委託関係を結ぶことが想定されるため、貯金、保険会社が必ず窓口会社と受委託関係を結ぶ必然性は乏しい。

<p>(4) 郵便保険会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間生命保険会社と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う(窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託)。 	<p>締結を担保する措置を規定することは、貯金・保険の各会社に法律によって経営権の制限を課すこととなる。また、移行期と最終形で扱いを異にする場合、予め最終形の扱いを法文に規定する必要。</p> <p>貯金・保険サービスに対する需要(代替的なサービスの利用可能性も考慮)も考慮した窓口(郵便局)の設置基準を設定することとなる。</p>	<p>便保険会社の自由な経営に資する。</p> <p>窓口ネットワーク会社として必ず行う業務の範囲が狭くなることに伴い、窓口(郵便局)の設置基準にも影響。</p>	
	<p>なお、3事業会社が直営の窓口(支店等)を開設(営業職員を配置)することや、窓口ネットワーク会社以外の第三者に対顧客業務を委託することは認めてよいのではないか。その際、監視組織はどのように関与することとするか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・3事業会社に直営店や第三者への業務委託を認めるに当たっては、監視組織で民間とのイコール・フットイングも考慮すべき。

	<p>(受託料等の受委託条件)</p> <p>受託料等の条件については当事者間の利害が対立する可能性があるため、少なくとも移行期においては、主務大臣の認可、監視組織への付議等の措置を講ずる。(特に、郵便貯金会社・郵便保険会社については、株式売却後は持株会社による調整も利かなくなるため)</p>	<p>民営化の趣旨に鑑み、法律上は当事者間の契約の自由に委ねる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受委託条件については当事者間で協議して合意できなければ持株会社が決めるべき。なるべく自由にするのが基本。
	<p>(注)移行期と最終的な民営化時点のそれぞれで分ける考え方がある。</p>		

(参考) A案に類似した制度をとっている例としては、国鉄民営化の際の新幹線鉄道保有機構法など(別紙)などがある。

具体的な設置基準のあり方等はどうするか。

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(1) <u>窓口ネットワーク会社</u></p> <p>(イ) 窓口の配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口の配置についての法律上の取り扱いは、住民のアクセスが確保されるように配置するとの趣旨の努力義務規定とし、<u>具体的な設置基準のあり方等は制度設計の中で明確化する。</u> ・ 代替的なサービスの利用可能性を考慮し、過疎地の拠点維持に配慮する一方、人口稠密地域における配置を見直す。 	<p>法律上、住民アクセス確保の努力義務を定めた上で、過疎地の拠点維持に配慮しつつ、具体的な設置基準(最低限担保すべき基準)は、窓口ネットワーク会社が定め、認可を受ける方式(例えば定款等)によることとする。</p> <p>【定款記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスに対する地域住民の需要に適切に対応 ・ 過疎地域を含め、いずれの市町村についても1以上の郵便局を設置 ・ 交通、地理等の条件を勘案して地域住民が容易に利用できる位置に設置 <p>この場合、窓口の配置について、会社の経営の自由度がより確保される。</p>	<p>A案に加え、具体的な設置基準の方向性を主務省令に定めることとする。</p> <p>この場合、窓口の配置について、政府として一定の関与が可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置基準を定める際には柔軟性が必要。ただし、過疎地の人々が不安にならないように一市町村1箇所以上の基準は残すべき。 ・ 市町村1箇所以上の基準は必要だが、外部委託を進め、コストを下げていくことが必要。 ・ 郵便・貯金・保険の全業務を全郵便局で行うという前提でなければ、一市町村1箇所以上の基準でよい。 ・ 郵便(信書)の全国一律サービス義務に対応して、窓口に関して郵便窓口の設置基準を設定する。 ・ 金融の窓口に関しては全国一律サービス対象業務ではなく設置基準の対象には含めない。郵便局はあくまでも郵便のサービス提供拠点と位置づける。 ・ 金融の窓口については、銀行代理店の規制緩和などを考慮して設置基準には含めず委託先の有無も含めて経営判断とすべき。この場合イコールフットINGは遵守する前提

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地に対する対応策は考慮する（1市町村1箇所以上などが考えられるが外部委託などの手段の自由度は必要）。 ・ 郵便窓口に関しては必要サービスレベルに基づいて窓口会社はその数、配置、形態、規模、代替手段などに対して経営上の自由度を保有する。
	<p>人口稠密地域における配置の見直しは経営判断事項に委ねることとしてはどうか。</p> <p>設置基準についての考え方については、上記の論点以外に、設置基準の前提となるサービスの範囲によって以下の論点がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部の郵便局の設置は原則、経営判断でよいのではないか。

	<p>「郵便局」=郵便、貯金、保険のサービス提供拠点（他のサービスを行うかどうかは任意）と位置づけ</p> <p>郵便、貯金、保険サービスに対する需要（代替的サービスの利用可能性も考慮）に応じた郵便局の設置を制度的に担保</p>	<p>「郵便局」=郵便のサービス提供拠点（他のサービスを行うかどうかは任意）と位置づけ</p> <p>郵便サービスに対する需要に応じた郵便局の設置を制度的に担保（それ以上どこまで設置するかは貯金・保険会社からの委託状況等を踏まえた窓口ネットワーク会社の経営判断）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地については、銀行代理店の規制緩和が今後行われるため、他の金融機関も含めて金融サービス全体で窓口が確保されていればよい。
--	--	---	--

（参考）現在の郵便局の設置基準（日本郵政公社法第20条、日本郵政公社法施行規則第2条）

公社法施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること

郵便、郵便貯金、簡易保険の窓口サービスに対する地域住民の需要に適切に対応するものであること

いずれの市町村についても1以上の郵便局が設置されていること

交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用できる位置に設置されていること